

USPTO、グリーン・テクノロジー関連出願を対象とした 試行プログラムの分類要件を撤廃

2010年5月21日
JETRO NY 中槇、横田

米国特許商標庁 (USPTO) は、本日付フェデラル・レジスター (官報) において¹、グリーン・テクノロジー関連出願を対象とした試行プログラム²に関し、同試行プログラムの適用を受けるための分類要件を撤廃したと発表した³。

昨年12月に開始された同試行プログラムは、グリーン・テクノロジーに関連した特許出願 (環境品質、省エネルギー、再生可能エネルギー資源開発、又は温室効果ガス排出削減に関するもの) を、出願人の申請に応じて「特別扱い (accorded special status)」するものであり、通常は出願の順で審査される場所、順番を繰り上げて直ちに審査官の手元に置かれることを内容とする⁴。同試行プログラムの適用要件のひとつとして、指定された米国特許分類に分類される出願であることが必要であった。

同発表によれば、今回の分類要件撤廃は、同試行プログラムによる業務負担が他の取組と両立できていることに加え、グリーン・テクノロジーを対象とした出願であっても当該要件違反により申請が却下されるケースが多いことを踏まえて判断したとしている。実際、これまでに申請された900件以上のうち、認可されたのは342件に止まり、その他の多くは分類要件を満たさずに却下されたとのこと。今般の分類要件撤廃により、付与された分類にこだわることなく、環境品質向上や温室効果ガス排出削減等に関するものであるか否かという実体に沿って申請の可否が判断されることになる⁵。

なお、これまでに分類要件を満たさないとして申請を却下されたものについても再度申請をすることが可能であり、再申請が本官報掲載日より1ヶ月以内である場合、最初の申請日を基準にして優先的に取り扱われるとのこと。

(了)

¹ 官報: <http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-12328.pdf>

² 試行プログラムに係る USPTO ウェブサイト: http://www.uspto.gov/patents/init_events/green_tech.jsp

³ USPTO プレスリリース: http://www.uspto.gov/news/pr/2010/10_21.jsp

⁴ 091209【米国 IP 情報】USPTO、グリーン・テクノロジー関連出願を対象としたパイロット・プログラムを公表 参照

⁵ 要件の詳細は、開始時の官報参照: <http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/74fr64666.pdf>